

第15回国土交通省独立行政法人評価委員会 住宅金融支援機構分科会

平成24年6月26日

【松本民間事業支援調整室長】 それでは定刻となりましたので、ただいまから第15回独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方にはご多忙中ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

私、国土交通省住宅局総務課、民間事業支援調整室長の松本でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、分科会委員8名のうち現在5名のご出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令に定める会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことをまずご報告させていただきます。

大垣委員、土居委員におかれましては、ご都合により本日はご欠席ということで伺っております。また深田委員につきましては、ご出席というご連絡をいただいておりますが、若干おくれているという状況かと存じ上げます。

次に、本日の分科会の公開についてでございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則及び国土交通省独立行政法人評価委員会情報公開規則に基づきまして、独立行政法人の業務の実績に関する評価に係る案件であります議事（4）、（5）、（6）につきましては非公開の扱いとさせていただきます。

傍聴の皆様方には、議事（4）に入る前にご退席をお願いさせていただくこととなりますので、あらかじめご了承くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、取材のカメラ撮りにつきましては、冒頭の住宅局長及び住宅金融支援機構理事長のあいさつまでとさせていただきます。

開会に先立ちまして、まず資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料一覧でございますように、資料1-1から資料5まで、参考資料1-1から参考資料の4までの資料をお配りしてございます。

なお、議事の一部を非公開とさせていただきます業務実績評価の関係がございますので、資料4-1から資料5までの資料につきましては委員限りとさせていただきます。

資料に欠落等がございましたらば、事務局までお申し出いただけたらと思います。

それでは次に本日の出席者でございますが、国土交通省及び住宅金融支援機構の出席者は座席表のとおりでございます。ご紹介は省略させていただきます。

それではここで、国土交通省の川本住宅局長より一言ごあいさつをさせていただきます。

【川本住宅局長】 住宅局長の川本でございます。

当分科会の先生方には、平素から住宅政策、住宅行政の推進、なかんずく住宅支援機構の業務の適正な推進につきまして格段のご支援とご協力をちょうだいいたしておりますこと、まず初めに御礼を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、住宅金融支援機構の設立から丸5年を超えまして、第一期の中期計画を終わりました。証券化支援という格好で民間の長期固定ローンの供給を促していくという、いわばバックヤードの仕事ということに平成19年以降、大きく業務の内容を切りかえたわけでございますが、この5年間で、そういった業務の意義、それから進むべき方向というような点につきましては、おおむね定着してまいったのではないかなと思っております。

詳細については、この後、支援機構の理事長からもお話があらうかと思いますが、この支援機構のあり方につきましては、平成19年に機構が設立されまして、その年の12月に独法改革で見直しの議論になりました。平成20年に機構の見直しの会議が立ち上がって検討が行われました。その後、政権交代がありました。平成22年にまた見直しをするということで、見直しの検討会をつくって検討を行いました。

今年1月にまた独法改革ということで、今回は岡田副総理のもとでまた見直しの検討が行われている模様でございます。大体今、2年に1回ずつ見直しと。オリンピックよりも短いというような状況になっておりまして、正直申しまして、かなり機構のほうも苦勞をしているところがあるのではないかと思っております。

ただ、現在、副総理のもとで行われております調査会の議論でも、有識者それから市場関係者などからのヒアリングを通じまして、機構の行っている証券化支援という業務の重要性、政策的な意義というところについては異論がないという状況でございます。その上で、そういった業務をより効率的、効果的に行うために、どういった業務形態、組織形態がいいのかという議論がなされておりますが、多くの委員は、基本的にアメリカのサブプライムローン問題などを見ても、利益追求型の組織でそういった業務を行うのはどうかというような議論が多くなっているように私自身感じておりました。近々には結論が出されると承っておりますけれども、基本的には機構のあり方というのは大きな変更というものは

ないものと考えております。

ただ一方で、機構の行っている業務そのものが信用リスクの管理等について適正に行われなければ、将来における国民負担の可能性というのは排除できない。いかにそういったリスクというものを排除して業務運営を行っていくのかという点で、業務運営の内容につきましても見直しが必要ではないかというような議論も行われているようでございまして、私どもはその結論を待って機構の業務のあり方につきましても、再度検討したいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、この分科会の委員の先生方にもいろいろご報告をさせていただきたいと思っておりますが、機構の行っております業務が住宅の取得という国民生活の大変大きな部分を支えている業務であるということにかんがみまして、引き続きよろしくご理解とご支援をお願い申し上げます、冒頭の私のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

**【松本民間事業支援調整室長】** 続きまして、独立行政法人住宅金融支援機構の宍戸理事長よりごあいさつをお願いいたします。

**【宍戸理事長】** 住宅金融支援機構の宍戸でございます。

委員の皆様方には大変ご多忙のところお集まりいただきましてほんとうにありがとうございます。ご審議をいただく前に、一言私のほうからお話を申し上げたいと思います。

先ほど局長のほうからもお話がありましたが、私ども住宅金融支援機構は独立行政法人として発足しまして丸5年が経過いたしました。この4月からは、先般ご議論いただきましたが、第二期の中期計画をスタートさせておるところでございます。

独法としてスタートいたしました第一期では、公庫時代とは変わって市場から調達した資金を使って民間金融機関の長期固定の住宅ローンの供給を支援するなどというふうに、大きく業務を変更したところであります。これに伴いまして業務運営につきましても、補給金依存体質からの脱却、自立的で生産性が高く効率性を追求するチャレンジングな組織への変革に取り組んでまいりました。

業績につきましてはこの後報告させていただきますが、審査、電話相談、会計などの事務の集約化、回収業務や電話相談などの外部委託化といった組織運営の効率化、それから人件費やシステムコストの削減などを通じまして、一般管理費につきましては目標の15%以上を上回る22.6%の削減を実現いたしました。

また機構の主力商品でございますフラット35につきましては、一連の経済対策による

制度拡充に加えまして、優良住宅取得支援制度をはじめといたします制度の周知、審査のスピードアップ、それから顧客、金融機関のニーズを踏まえた商品性の見直しなどについて着実に実施してまいりました。

さらに、機構が資金を調達するMBS市場におきましても、国内外の市場関係者の方々と丁寧かつ積極的な対話やIR活動を通じまして、中央のみならず地方も含めた投資家のすそ野の拡大にも成果を出してきたところであります。

こうした取り組みを通じまして、平成23年度の決算は、まず不良債権が減少したこと、第2に、東日本大震災に関連する貸倒引当金につきまして、被害状況を詳細に調査し、金額を精査したことで、貸倒引当金の繰入額が大幅に減少したこともございまして、法人全体で初めて約1,300億円の当期総利益を計上し、目標である既往債権管理勘定における補給金からの脱却、既往債権管理勘定と保証協会からの承継業務を除いた単年度の黒字化、さらには繰越損失の解消をも達成する結果となりました。

同時に、フラット35の買い取り残高は平成23年度末で8兆円を超えました。資金調達のためのMBS発行総額は1.5兆円に達するまでになっております。セカンダリー市場も含めたMBS市場の拡大には、少なからず貢献したと考えております。

このほか、東日本大震災からの復興支援につきましては、被災された方々に金融面から最大のサポートを行うべく、融資・ご返済の相談対応、それらを支えるための機構内部の体制整備、被災地の金融機関で申し込み受け付けができるような体制、それから民間検査機関でも工事審査ができるような体制などの拡充を行ってまいりました。

また、今年の2月には、防災集団移転促進事業や福島特措法への対応に関して、地方公共団体との連携を強化するために専門相談チームを発足させました。さらに4月には東北支店に東北復興支援室を新設するなど、組織を上げて取り組んでおるところでございます。

一方で、職員の不祥事、会計検査院からの指摘に対する不十分な対応など重く受けとめなければならない課題もございます。不祥事につきましては、組織を挙げて再発防止に取り組んでいるところであり、これを風化させることなく、職員のコンプライアンス意識を十分に浸透、定着させていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、第一期の実績についてさまざまな観点から評価、ご指摘をいただき、それを十分に生かしながら第二期の目標に向かって取り組んでまいりたいと思います。

機構の組織形態につきましては、これも先ほど局長のほうからお話がありましたが、我々

の組織としての方向性が固まりつつあるようでございますが、何に加えましても委員の皆様には、引き続き今後ともご指導のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。

【松本民間事業支援調整室長】 それでは冒頭に申し上げましたように、取材のカメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきます。

本日の議事は議事次第のとおりでございます。議事録につきましては、後日委員の皆様方にご確認していただきました上で、議事要旨とあわせて国交省のホームページに公表することとしておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは早速、本日の議事に移りたいと思ひます。ここからの進行は村本分科会長にお願ひしたいと存じます。

分科会長、よろしくお願ひいたします。

【村本分科会長】 それでは早速始めましょう。

今日はたくさん議事がありますから、進行にご協力お願ひしたいんですけども、最初は平成23年度の財務諸表です。

これは機構からご説明をお願いします。

【藤本財務企画部長】 住宅金融支援機構の藤本でございます。どうぞよろしくお願ひします。

私のほうから平成23年度財務諸表についてご説明をさせていただきます。

お手元でございます資料1-1、平成23事業年度財務諸表の概要という資料をお開きいただけますでしょうか。

1ページをお開きいただきますと、平成23年度決算の総括表という表がございます。真ん中の平成23年度決算（B）の欄でございますけれども、この中の真ん中にあります当期総利益・当期総損失の欄でございます。下から3行目に法人全体というところで、1,323億円という当期総利益を計上いたしました。機構設立以来初めて黒字となったわけでございます。

それと、その下のところがございます法人全体（協会経理・既往勘定を除く）、一番下の欄でございます。453という数字が載っております。中期目標におきまして、中期目標期間の最終年度までに単年度収支の黒字化を達成するということとされておりました既往債権管理勘定以外の勘定につきまして、今申し上げたように453億円の当期総利益を計上し、中期目標を達成することができました。

それと、平成23年度決算の欄の（B）の一番右のところに利益剰余金・繰越欠損金という欄がございます。こちらのほうは先ほど理事長もご説明したとおり、一番下の欄でございます法人全体（協会経理・既往勘定を除く）というところで168億というところで利益剰余金を計上いたしております。

参考までに一番右側でございます。この平成23年度決算の利益剰余金のこの欄でございますのを、主務大臣の承認後で見ました場合の数字を一番右のほうに記載させていただいております。

1,323億円の総利益を計上した状況でございますけれども、お開きいただきます2ページ目でございます。法人全体の損益の状況ということで記載をさせていただいております。

法人全体1,323億円の当期総利益を計上し、昨年度366億円の損失に比べまして、1,689億円増益となりましたと記載をさせていただいております。その主な要因は以下のとおりですということで、①に法人全体の貸倒引当金繰入額は120億円と、昨年度の1,806億円に比べまして、1,686億円減少しましたと記載しております。貸倒引当金の繰入額につきましては、大変恐縮でございますけれども、15ページをお開きいただければと思います。

15ページに、参考3として貸倒引当金繰り入れの主な発生要因（既往債権管理勘定）というのを記載してございます。

まず一番左側のほうに平成22年度決算の貸倒引当金の額を計上しております。額としては6,847億円ということでございます。この額につきましては、その下に震災の影響による増、637億円ということで、平成22年度決算につきましては、監査法人とも協議の上、返済継続を断念する者が多数出現したり、あるいは担保物件も多数毀損するという懸念に備えまして、合理的な見積もりとして貸倒引当金の積み増しをしたというところでございます。

その積み増した内容につきましては、破綻懸念先、実質破綻先のところに点線で囲ってありますけれども、担保評価額減に伴う増加分が63億円、あるいは要注意先のところに網かけにしてありますけれども、被災3県の正常先を要注意先に引き下げをして555億円というものに対して積み増しをしたというところでございます。

それに対しまして平成23年度決算の貸倒引当金の欄をごらんいただきますと、先ほど申し上げました、まず要注意先の被災3県の正常先を引下げをした部分でございますけれ

ども、この部分につきましては、債務者の自助努力、あるいは義援金などによりまして返済を継続していただいているということ、あるいはきめ細かな返済相談等を行った結果、昨年度、要注意先でしたわけですが、今年度は正常先へ復帰ということで、この貸倒引当金の23年度決算の欄の要注意先でございます、612億円、前年度から減少してございます。

それと、23年度決算の欄の破綻先・実質破綻先というところが2,047億円という数字が載っています。対前年度の貸倒引当金に対しまして1,404億円の減少ということになってございます。これは平成23年度の貸付金償却。これは不良債権処理を進めたということで、貸付金償却が真ん中にごさいますけれども、2,048億円という貸付金の償却をいたしました。そのほかに新たな不良債権も発生したということで、全体として、破綻先・実質破綻先の貸倒引当金が2,047億円という形になったわけでございます。その結果、23年度決算の貸倒引当金の総額は4,816億円ということで、対前年度の貸倒引当金に対しまして2,032億円減少いたしております。

その結果でございます。その下にごさいますけれども、新たに必要となる貸倒引当金の繰り入れは16億円ということで、前年度22年度におきましては1,377億円繰り入れをしたわけでございますけれども、23年度決算におきましては、先ほど申し上げました要因に基づきまして16億円という形になってございます。

おめくりいただきまして、16ページに証券化支援勘定の貸倒引当金繰り入れの主な発生要因という、参考4という表を記載させていただいております。

22年度決算の欄のところをごらんいただきますと、先ほどの既往勘定と同様に要注意先のところで、22年度につきましても被災3県の正常先を要注意先に引き下げたということで積み増しをしてございます。これにつきましても、23年度決算のところの欄をごらんいただきますと、要注意先で前年度に対して109億円減少ということで、こちらのほうも要注意先から正常先へ復帰したということで減少してございます。

それと、破綻先・実質破綻先のところなどにつきましては、買取債権の残高の積み上がり等によりまして不良債権の額が増えたということもございました。

その結果でございます。貸倒引当金全体といたしましては、23年度決算におきまして486億円ということで、前年度に対しまして22億円の減という形になってございます。

その結果はその下にごさいます。新たに必要となる貸倒引当金の繰り入れでございますけれども、前年度22年度の繰り入れが331億円ということでございましたけれども、

今年度84億円ということで247億円減少いたしております。

大変恐縮でございます。前に戻っていただいて。申しわけございません。2ページ目の法人全体の損益の状況のところにお戻りいただきたいと思っております。

ただいま申し上げましたとおり、この法人全体の損益の状況の①でございます。先ほどご説明申し上げましたとおり法人全体といたしまして、貸倒引当金の繰り入れが1,806億円から120億円。1,686億円減少しました。その要因といたしましては以下に書いてございます。東日本大震災に関連する貸倒引当金について、米印で下でございますけれども、昨年度被害状況の実態を可能な限り自己査定に反映させ、合理的な見積額791億円を貸倒引当金に積み増しました。今年度は、被害状況等の実態を詳細に調査し金額を精査したこと及び不良債権の処理を進めたこと等によるものでございますということであります。

②といたしまして、証券化支援勘定におきましても対前年度に比べまして597億円増益となっております。これはフラット35の業績伸長によります買取債権残高の積み上がりによります買取債権利息の増、それと先ほど申し上げました貸倒引当金繰入額の減少によるものでございます。

これが法人全体の損益の状況でございます。

おめくりいただきまして、3ページ以降に証券化支援勘定の損益の状況というのを記載させております。セグごとに説明をしたいと思っておりますので、大変申しわけございませんが、次の4ページをお開きください。

証券化支援勘定におけるセグメント別損益の状況という表がございます。証券化支援勘定におきましては、買取型と保証型という2つの業務を行っております。

まず買取型でございますけれども、この上のほうに書いてございますとおり、当期総利益は326億円となって、昨年度78億円の損失に比べて404億円増益になったということで、先ほどからご説明してありますとおり、買取債権残高の積み上がりによります買取債権利息の増加ということと、先ほど申し上げました貸倒引当金繰入額の減少と、この2つの要因によりまして対前年度404億円の増益という形になってございます。

保証型でございますけれども、保証型につきましても対前年度193億円の増益ということになってございます。こちらのほうは責任準備金の戻入額を計上したということでございます。保証債務残高の減少等によりまして、責任準備金の戻入額が出てしまったということで、結果的に193億円の増益となったというところでございます。

おめくりいただきまして5ページ目でございます。住宅融資保険勘定の損益の状況でございます。こちらのほうも対前年度8億円の増益ということで、これも保険契約残高が積み上がったことによりまして、前年度に比べまして増益になったというところでございます。この住宅融資保険勘定につきましては、前年度15億円の繰越欠損金を抱えておりましたけれども、今年度の当期利益を計上した結果、利益剰余金を21億円計上したというところでございます。

続きまして6ページでございます。財形でございます。財形につきましても、先ほど来ご説明しておりますとおり、貸倒引当金の要因によりまして42億円の増益となっております。

おめくりいただいて大変恐縮でございます。7ページに住宅資金貸付等勘定の損益の状況がございますけれども、これについてもセグごとにご説明をさせていただきたいと思っております。

8ページをごらんいただきますと、住宅資金貸付等勘定につきましては、住宅資金貸付等業務と保証協会承継業務という2つの業務をやってございます。

住宅資金貸付等業務につきましても、こちらのほうは対前年度23億円の減益ということになってございます。その要因といたしましては、貸付金利息の増加というところがございますけれども、自己査定基準を見直したということで貸倒引当金繰入額は増加してございます。その結果23億円の減益というところでございます。

保証協会承継業務につきましては60億円の増益ということで、こちらのほうは求償債権の処理を進めた結果、先ほどの貸倒引当金の戻入が出たというところの内容でございます。

9ページをおめくりいただきまして。大変恐縮でございます。既往債権管理勘定の損益の状況でございます。こちらのほうは、資金運用と資金調達の金利収支差が改善したということでございます。それと先ほどご説明申し上げました貸倒引当金の繰り入れの減少等によりまして、一番下の当期総利益の欄でございますけど、対前年度比1,005億円の増益となっております。

おめくりいただきまして10ページ目でございます。法人全体の資産の状況でございます。法人全体としては2兆6,207億円の減少というところでございます。買取債権は、フラット35の伸長によりまして2兆1,727億円増加をいたしておりますけれども、貸付金につきましては既往債権の回収が進んだということで、3兆9,918億円の減少と。

トータルとして2兆6,207億円の減少となっているところでございます。

おめくりいただきまして、11ページ目、法人全体の負債及び純資産の状況でございます。

法人全体の負債につきましては、2兆6,994億円の減少ということで、MBSの発行によります債券の増加、それと財政融資資金への借入金の償還という借入金の減少をトータル合わせまして2兆6,994億円の減少ということになってございます。

純資産の部でございますけれども、純資産につきましては、繰越欠損金が前年度3,720億円から2,496億円ということで、1,225億円減少していること等の要因になってございます。

おめくりいただきまして12ページ目、経費の状況でございます。法人全体として、経費の対前年度比でございます。昨年度に比べまして1.5%減少、固定費につきましては2.2%減少、変動費につきましても0.7%減少という内容になってございます。

あと13ページ以降につきましては、参考までに独法第一期の損益の5年間の推移、それと利益剰余金・繰越欠損金の推移表をつけさせていただいております。

14ページにつきましては、参考2としまして独法第一期の主な資産・負債の推移を記載させていただきます。

説明については以上でございます。

**【村本分科会長】** ありがとうございます。ご質問があればどうぞお願いいたします。

どうもポイントは貸倒引当を随分少なくしたということなんですけれども、引当率とかそういうのは大分動かしたんでしょうか。

**【藤本財務企画部長】** 引当率は、前年度とそんなに変わってございません。実際に先ほどご説明したとおり償却も進んだということと、残高自体も減ってございますので、その関係で、貸倒引当金自体の、BSに計上しております貸倒引当金は減少してしまったということが要因でございます。

**【村本分科会長】** ほかに。

目標の中計で黒字化になったというのは大変結構だと思いますので、伺っていてまあまあよかったなと思っているんですけども。特にご意見がなければ財務諸表としては、分科会として承認したという扱いにしたいと思えます。

それでは、次の積立金の処分についてご説明をお願いします。

**【麦島業務企画部長】** 支援機構の麦島でございます。よろしくお願いいたします。

資料の2をごらんいただきたいと思います。横長の資料でございますが、第一期中期目標期間終了後の積立金の処分についてということで、1枚お開きをいただきまして1ページでございます。

今の財務諸表でもご説明を申し上げたところでございますが、1ページの一番上に書いてございますように、一期の中期目標期間の終了時におきまして、そこに書いてございます住宅資金貸付等勘定、財形の勘定、また融資保険の勘定におきまして積立金が以下のとおりとなるという状況でございます。

資金貸付等勘定は3,298億強、財形につきましては513億強、融資保険につきましては21億強という状況でございます。

この中期目標期間終了時の積立金につきましては真ん中に書いてございますが、機構法の18条におきまして、主務大臣のご承認を受けました金額を、次期の中期目標期間におきます業務財源または積立金として整理をする。残余につきましては国庫納付するという形にされているところでございます。主務大臣の承認を受けるに当たりましては、あらかじめ評価委員会のご意見を聴取する必要があるという形になっているところでございます。

その下に図を書いてございますが、実際に処理いたします積立金につきましては、機構法の18条の1項に基づく積立金といたしまして次期の中期目標期間におきます業務財源、それから18条の2項というのに基づきます積立金といたしまして将来のリスクに備えるための積立金という形で整理をするということになっておりまして、残余につきましては国庫納付という形になるところでございます。

最初に見ていただきました3つの勘定におきます積立金の処分方法につきましては、2ページでございます。

まず住宅資金貸付等勘定におきます積立金でございますが、一番上に書いてございますように住宅資金貸付等勘定の積立金につきましては、団体信用生命保険業務におきます将来の保険料の支払いに充てるために、お客様から徴収いたしました特約料を積み立てているものでございます。機構が保険会社に支払う保険料の料率につきましては、年齢とともに上昇するわけでございますが、お客様から徴収いたします特約料の料率は年齢にかかわらず一定としているために、将来の保険料の支払いに滞りがないようにこのような形で積立金を積み立てていただいているということでございます。

したがって、住宅資金貸付等勘定の積立金につきましては、機構法の18条1項に基づきます積立金ということで、3,298億強、全額につきましては主務大臣のご承認を受

けまして、第二期の中期目標期間におきます団信業務の財源に充てさせていただきたいということでございます。

2つ目が、真ん中の財形の勘定でございます。財形の住宅支援貸付勘定の積立金につきましては、機構法の18条2項に基づきまして、将来のリスクにつきましてはアスタリスクを書かせていただいておりますが、平成23年度末の貸付金の残高等々をベースといたしまして、今後の全残存期間におきます信用リスク、ALMリスクを算定させていただいた上で、このような将来リスクに備えるために必要な金額が225億強ということでございますが、この金額を主務大臣の承認を受けまして、第二期の中期目標期間におきます積立金とさせていただきたい。結果といたしまして、残余の287億強につきましては国庫納付をすることとさせていただきたいということでございます。

それから3つ目の住宅融資保険勘定でございます。住宅融資保険勘定の積立金につきましては、住宅融資保険につきましては別途、将来の保険金の支払いに遺漏なきように責任準備金というものの積み立てをさせていただいております。23年度末で596億ほど責任準備金を積み立ててございますが、これをベースに融資保険の将来のリスクに対応可能な金額を積算したところ、この内側におさまっております。したがって、将来のリスクに対応するための経費は、現在積んでおります責任準備金で十分であろうということで、23年度末の融資保険勘定の積立金21億強という部分につきましては、国庫納付をさせていただきたいということでございます。

この議題につきましては、以上ご説明いたしましたように、貸付等勘定と財形の勘定の積立金処分につきましては、大臣の承認を受けるに当たりまして評価委員会の意見を聴取させていただくという位置づけでございます。

積立金の処分方法につきましては、説明は以上でございます。

**【村本分科会長】** ありがとうございます。

それでは、何かご意見をいただけますか。

特にございませんでしたら、この積立金の処分で国庫納付するというのを分科会として認めたということにしたいと思っております。

それでは続きまして、業務方法書の変更ですけれども、これも機構からお願いします。

**【麦島業務企画部長】** それでは、私のほうから引き続きまして、業務方法書の改正案につきましてご説明を申し上げたいと思っております。資料の3というのをごらんいただきたいと思います。災害の関係の業務方法書の改正でございます。

そこのページに書いてございますように、趣旨といたしましては、福島原子力発電所の事故に伴いまして、避難の継続を余儀なくされます避難者の方々の居住の安定を確保するために、財形の災害復興住宅融資の特例措置を定めさせていただきたいということでございます。

財形災害復興住宅融資の特例措置といたしまして、福島復興再生特別措置法に定めます避難指示区域内に存します住宅にかわる住宅の建設購入に必要な資金の貸し付けを行いたいということで、このために必要な業務方法書の改正を実施させていただきたいということでございます。

資料の一番最後の別紙の2というところに、制度の比較を入れさせていただいてございます。通常の財形の住宅融資の制度内容が一番左側の列でございます。

昨年、東日本大震災発生後に、機構が災害復興住宅融資の拡充措置を講じましたが、財形につきましても、財形の災害復興住宅融資を昨年7月から実施してございます。これが真ん中の列でございます。

今回につきましては、福島の特措法を受けまして、原子力発電所の事故に伴いまして、避難指示区域内の住宅にかわるような住宅を、財形の災害復興住宅融資を活用しながらローンを組むという方のための特例措置を一番右側の形で定めさせていただきたいということでございます。貸し付けの対象者はそこに書いてございますように、財形融資を受ける条件を満たす方で、震災のときに賃借または居住していた住宅が避難指示区域内にあられる方ということでございます。

その他、対象種別、貸付金利等々は財形の災害復興住宅融資と同様でございます。申し込みの期間は一番下でございますが、避難指示区域の避難指示が解除される日というのを原則に考えさせていただいているということでございます。

財形の災害復興住宅融資の特例措置を実施するに当たりまして、そこの1つ前のページ、別紙の1でございますが、業務方法書を変更させていただきたいということで、具体には貸付金の償還期間等定めをいたしました業務方法書の第24条という規定の中に、その左側の下線を引いた部分でございますが、今ご説明いたしました財形の災害復興住宅融資の特例措置を実施するために、「避難指示区域内に存する住宅にかわるべきもの」という部分を入れさせていただいた上で、実質これによりまして据置期間を定めるという形の措置にさせていただいているところでございます。

なお、避難指示区域につきましては、前回、機構の災害復興住宅融資に係ります福島特

措法対応のご審議を賜ったときに業務方法書を変えてございまして、19条の6項の部分に避難指示区域の定義を置いてございまして、それを引っ張る形で24条、現在見ていただきましたような規定を置かせていただきたいということでございます。

1ページ目の一番下に書かせていただいておりますが、ご承認いただければ、特例措置につきましては、厚生労働省サイド、勤労者退職金共済機構が実施いたします財形の転貸融資の特例措置とあわせまして、8月1日から実施をさせていただきたいという予定でございます。

ご説明につきましては以上でございます。

【村本分科会長】 ありがとうございます。

これについても何かご質問はありますか。

これは親法律が変わったことで対応するものですから特段問題はないと思いますけれども。それでは、これも分科会として意見なしということで扱いたいと思います。

ここまでが先ほどご説明がありました部分の公開部分ですけれども、ここから先が非公開になりますので、傍聴の方はご退席をお願いしたいと思います。

(傍聴者退室)

【委員】 それでは、実績評価の話に入りますけれどもポイントは2つありまして、平成23年度のもの、それから第一期中期目標期間のもの、2つやるわけですけれども。2月でしたか、この懇談会で国交省の独法委員会の家田委員長のご提案があって、今年度より少し業務実績評価を変更するということになりましたので、その点からご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 それでは、事務局のほうから業務実績評価の進め方についてのご説明をさせていただきます。

資料の4-1、住宅金融支援機構分科会の運営方法の資料でご説明を申し上げたいと思います。

A4の横長の1枚でございますが、23年度までは、表の真ん中の縦の欄で進めさせていただいておりました。第1回では事務局案をご審議いただき、そこでのご意見を踏まえて分科会長試案を作成して、第2回でご議論いただくと。そのような形での進め方でしたが、24年度からは、家田委員長のご提案も踏まえまして、一番左側の欄でございますが、第1回目の分科会では機構のほうから自己評価をして、それをもとにご審議をいただくというのが1回目でございます。その際には、Sなどをつけた項目については重

点的なプレゼンテーションをしてもらうということ。

それを踏まえて真ん中になりますけども、各委員には事前評定をしていただくと。今回は6月29日という形で締め切りを切らせていただいたところでございます。その上で分科会長試案を7月の上旬に作成し、パブリックコメントも行い、その上で第2回に、7月26日を予定しておりますけども、分科会長試案をもとにご審議いただくと。このような形で決定していただくというような手続を予定してございます。

以上でございます。

**【委員】** ということでございます、国交省の各評価委員会はこのような方式を使うということ横並びになったということだと思います。

大変恐縮なのは、金曜日というあと3日しかないの短期間なんですけれども、事前評定をぜひお願いしたいと思っております。そのベースになる話を今日伺うということで、早速平成23年度の業務実績評価、それから第一期中期計画目標期間の業務実績評価、それから監事監査について機構からご説明をお願いしたいと思います。

**【住宅金融支援機構】** それでは、私のほうから資料4-2、A3の縦長の資料でございますけれども、ここに第一期中期目標期間における評価一覧ということで評価項目等を記載させていただいています。それをにらみながらその項目に沿って、時々資料4-3を使用して、S評価をした部分についてポイントのみ説明させていただきたいと思っております。

まず、項目の一番上のI-1の組織運営の効率化でございます。これにつきましては、パワポの資料4-3の1ページ目から書いてございます。

23年度については、私どもは東日本大震災に対応するために、組織を挙げていろんな取り組みを実施しております。具体的な内容がここに書いてございますが、まず左の箱の下のところにありますけど、ポツの1つ目でございますけれども、災害専用のフリーダイヤルを設置して、土日、それから祝日も含めて電話相談に対応したというようなこととか、本支店の職員を現地の東北支店や仙台市をはじめとする地方公共団体等に派遣しまして、被災者からの相談に積極的に対応していったというようなこととか、2ページ目のほうに移りますと、被災地の各金融機関向けに災害復興住宅融資の説明会を実施するなどによりまして、被災地の金融機関で災害復興住宅融資の受け付けができるように、受け付け体制を迅速に整備していったこと。それから、お客様から寄せられる要望等々を踏まえまして、72項目にわたる制度、手続の改善等も実施しております。このように、私どもとしては積極的な取り組みを行ったということで、23年度はS評価ということにしてございます。

次に、先ほどの一覧表のⅠ－２の（１）（２）、一般管理費等の低減についてでございます。これもパワポの資料の４ページ目になりますが、こちらのほうにポイントを記載させていただいています。

一般管理費の削減に向けて、これまでもまず人員の削減、それからここに書いてございますような人事給与制度の見直し等々を行いまして、まず人件費の削減に取り組みました。それから調達方法の見直しによりまして物件費を削減するとともに業務のアウトソーシング等も積極的に行っております。

そういった取り組みをこれまでもずっと継続した結果でございますけれども、５ページのほうに記載してございますが、平成２３年度の一般管理費の推移表がございまして、一番右の２３年度の一番下のところに、▲２２．６％ということで、一般管理費は１８年度比で２２％強の削減ができました。これは中期目標の１５％の削減を大きく上回っておりますので、私どもとしては２３年度はＳ評価にしております。

それから、一期の中期目標期間全体についてでございますけれども、今申し上げましたように２２．６％の削減が実現できたということと、１９年度からこの項目につきましては、２２年度までの全期間にわたってＳ、または以前は４というような評価でございましたけれども、いただいているところから、この中期目標期間全体につきましてもＳ評価ということにしております。

次に、これはパワポの資料にはないんですけども、Ⅰ－５の業務の点検についてでございますけれども、この項目は２２年度にＣ評価をいただいているというところでございます。職員の不祥事が発生したということでＣ評価をいただいたところなんですけれども、２３年度の取り組みにつきましては、外部の有識者を含みます職員不祥事の再発防止検討委員会からの提言を受けまして策定しました再発防止策に組織を挙げて着実に取り組んでいるということから、２３年度としましてはＡ評価としてございます。ただ、一期中期目標期間全体の評価としましては、２２年度のＣ評価ということを重く受けとめましてＢ評価としてございます。

次にⅡ－１－（２）－②の買い取り型の標準処理期間についてでございます。これはパワポの資料の６ページにございます。

６ページのグラフを見てもわかるように、経済対策等の効果で処理件数は大きく増えてございます。しかしながら、審査部門の人員増加や事前審査システムの活用等によりまして、標準処理期間内に８割を処理するという目標を大きく上回る８８％を処理できている

ということから、23年度はS評価としております。

また、中期目標期間全体につきましても、5年の全期間にわたりまして目標の8割を上回っているということと、21年度以降S評価をいただいているということから、中期目標期間全体につきましてもS評価としてございます。

次にⅡ－1－(2)－⑤になりますが、投資家の範囲の拡大についてでございます。

これもパワポの資料の7ページをごらんいただきたいんですが、23年度も積極的に投資家へのIR訪問、それから情報提供を実施いたしました。この結果、24年の3月には一期中期目標期間中で最も低い対国債のスプレッド、40ベースでございますけれども実現できました。その結果、フラット35の提示金利の低下に寄与できたと思っております。このため23年度はS評価としてございます。

また、一期中期目標期間につきましても、21年度、22年度にS評価をいただいておりますので、Sということで評価してございます。

次にⅡ－4の住宅資金融通業務の(1)についてでございます。

この項目につきましては、この表の右端のほうにも書いてございますけれども、23年度に会計検査院の検査報告において、バリアフリー高円賃に関して不当事項とされております。不当事項の内容は、22年度の評価においてB評価をいただいた内容の一部であるということと、災害融資等もこの中でご評価いただいております。災害復興住宅融資の受け付け体制の整備や制度、手続の改善に、組織を挙げてかなり迅速に対応できたと思っておりますので、23年度につきましてはA評価としてございます。

それから、一期の中期目標期間全体につきましては、21年度、22年度はB評価でございますけれども、20年度はS、4の評価でありまして、23年度において、先ほどの繰り返しになっちゃうんですけれども、災害復興住宅融資への対応も加味しましてA評価ということにしてございます。

それから一覧表の2ページ目になりますけれども、Ⅲ－1の収支改善と2の繰越損失金の低減についてでございます。

先ほど23年度の決算の内容につきましてはご報告させていただきましたが、23年度は、いわゆる私どもは新勘定と呼んでございますけれども、こちらの勘定で単年度収支が黒字化したということ。それから、二期の最終年度までの目標であった繰越損失金の解消もできたということから、23年度につきましてはS評価としてございます。

それから次に、Ⅲ－3－(7)から(9)のリスク管理債権比率についてでございます。

これは表の中でも、括弧書きで3つ載ってございますが、一番上のが既往債権管理業務のリスク管理債権削減目標の結果でございまして、目標は20%削減するという目標でございましたけれども、その目標値を大きく上回って35%の削減が達成できています。それから証券化支援業務のリスク管理債権比率につきましても、目標の1.5%以内ということを大きく上回る1.2%を達成しています。

一方で、この括弧で1.31ということで、0.1%の目標に対して達成できていないという形にはなっているんでございますけれども、ここは賃貸住宅融資のリスク管理債権比率目標でございまして、これまでも年度の評価のときにご説明してまいったわけでございますけれども、自己査定基準の見直しを行っています。自己査定基準の見直しによって結果的にリスク管理債権比率が増えたということでございまして、この見直し等の影響を除いた比率というのは、目標の0.1%以内の0.06%になっているということから、年度の評価、それから一期中期目標期間ともにA評価としてございます。

それから、そういった結果をトータルで見ますと、この表の一番下にございますけれども、全体としての結果をまとめてございますけれども、23年度はS評価が5、A評価が28ということで総合評価はAとしてございます。一期中期目標期間はS評価が3、A評価が30、それからB評価が1ということで、総合評価はAということにしております。

以上でございます。

**【住宅金融支援機構】** 監事からの報告をさせていただきたいと思っております。

資料のほうはお手元のほうの水色のバインダーの中の業務実績報告書の後ろのほうで311ページになりますのでお願いします。

311ページのところから23年度の監事監査報告書ということで報告をさせていただきます。

監査報告書というのは3部構成になってございまして、今ご覧になっていただいている311ページが決算に関する監査ということでございます。

それから2番目が業務監査ということで、313ページぐらいから報告をしてございます。

それから最後に独法の事務・事業見直しの基本方針等に定められた監査ということで、318ページからそういう順番でこの報告書は成り立っております。

時間の関係もございまして、ここでは2番目の業務監査のポイントを説明したいと思

います。313ページの中ごろから業務監査の報告になってございます。

1番目は監査テーマということで、(1)としまして内部統制システムの構築・運用の状況ということで、これは理事長のマネジメントも含めて、その状況が十分であるか、適切であるかということでございます。

それから(2)が組織・業務運営ということで、証券化支援業務など幾つかの重要な事項の状況などを取り上げております。

その下の2番の監査の手法ということでございますけれども、(1)としまして、役員会等の重要な会議への出席。機構の役員会は原則として毎週行われておりますけれども、そこで理事長のマネジメントの状況、意思決定のプロセスなどを直接確認しております。また、監事も必要に応じて意見を述べております。

また、(2)としまして、役員との意見交換。

それから(3)として、部室長、支店長に自己評価を行わせまして、それに基づいて質問等を行う監査。

さらにその次のページにまたがりますけれども、本支店での実地監査など、さまざまな手法を組み合わせて監査を行っております。

監査の結果につきましては、315ページのところでございますが、一番上から4と書いてございますが、(1)としまして、内部統制システムの構築・運用に関しまして、理事長のマネジメントにつきまして冒頭で報告をいたしております。

ちょっと読み上げますと、理事長は、職員とのコミュニケーションを重視し、本支店の職員と直接意見交換することなどにより、機構の現場の状況や課題を直接的に把握するとともに、機構内外の環境やリスクの状況を踏まえ、経営に関する重要な課題について、原則として毎週開催される役員会での議論を踏まえて意思決定し、さらに機構の取り組むべき課題などについて定期的に全役職員に対するメッセージを発信するなどの内部統制などを行いつつ、機構の業務運営を行っている。

また震災の関係でも、東日本大震災の対応ということでございますけれども、組織の長として陣頭指揮に立ち、被災地の関係公共団体や災害復興住宅融資等の窓口となる金融機関を訪問し、各機関との連携や協力要請を行うとともに、支店職員への督励等に当たったということでございます。

また、個別の問題点といたしましては、その下のところで経営理念・経営方針、コンプライアンスの徹底・浸透の状況という観点でございますが、この観点からは315ページ

の①の2つ目のところの丸になりますけれども、先ほども触れられておりますけれども、昨年機構で発生した職員の収賄事件について取り上げ、再発防止に万全を期すことが必要であると指摘しています。また、3つ目の丸のところでございますが、こちらは個人情報漏えい事案等の発生防止に全力を尽くすよう指摘をしております。

さらに315ページ、同じページの②以下の部分では、リスク管理とか、各項目ごとに課題などを指摘しておりますのでご覧いただければと思います。

以上、簡単ではありますが、私からの報告とさせていただきます。

【委員】 機構から3つご説明がありましたけれども、総括的に何かご意見がございましたら、お願いいたしたいと思います。

【委員】 よろしいですか。

【委員】 どうぞ。

【委員】 ただいまの317ページの一番右下のところですね。首都直下地震により本店が機能不全となった場合のBCPについて検討しておく必要があるということで、これはこれからの課題という意味で書いておられるんだと思うんですけども、これについては何かこれを受けて検討する体制を検討し始めたというようなことはありますでしょうか。

【住宅金融支援機構】 よろしゅうございましょうか。

【委員】 どうぞ。

【住宅金融支援機構】 私ども、BCPは実はもう既につくっております。ただ、ああいう大震災を見ると、その当時想定していたものよりももう少し補強しないといけない部分がございますので、それを今検討してバージョンアップを図っているというような状況でございます。

【委員】 じゃあ、検討中ということですね。

【住宅金融支援機構】 はい。

【委員】 ほかにどうですか。事前評価する上でどうしても確かめておきたいというようなことがございましたら、どうぞお願いしたいと思いますけど。

【委員】 よろしいですか。

来期中期目標期間における評価一覧の評価項目の質問なんでございますけれども、I-5の業務の点検というのがございまして。そこが平成22年度で職員不祥事が起きてそれへの対応と今伺って理解したんですけれど。

それともう1つ、今度II-4-(1)の平成21、22年度評価で検査院指摘とありま

すけれども、ここの評価というのが、こういう政策的に重要度の高い融資業務について不手際とか、その処理について検査院の指摘があったということに対しての対応も含めて、I-5の業務の点検というのは、そういうのも含めて評価をなさったと理解していいのかどうか。ちょっとそのあたりを教えていただければと思います。

**【住宅金融支援機構】** ちょっと難しいんですけど、含めているといえば含めていると思います。ただ、22年度のC評価の部分は、基本的には職員の不祥事の部分でと思ってございました。

先生がおっしゃるように、資金融通事業のところなんですけれども、確かに21年度と22年度はB評価をいただきました。これは会計検査院の関係でございますけれども。

先ほどの説明の中でも簡単に触れたんですけど、この直接融資業務の中には実は災害復興住宅の融資もあれば、賃貸もあれば、まちづくり融資というようなものもございます。まちづくり融資では、平成20年度に経済対策を打って、年末の資金需要とか年度末の資金需要に迅速に対応した。人員を増やしたりとかして体制も充実させて対応したということから、実は平成20年度はまちづくり融資の対応のほうで4ということでS評価をいただいています。21、22というのが、検査院の不手際が私どもあったものですからB評価をいただいている。

23年度につきましては、会計検査院の部分というのは22年度に評価されていますし、23年度は災害復興住宅融資の対応もできたということです。そういう20年度の状況、21、22の状況、23年度の状況をトータルで見ると全体でAと判断をしたということでございます。

**【委員】** 個別に両方考えているんだということだと思いますので、多分下のほうは検査院の問題もあるのではということ、ちょっと遠慮して書いているのかもしれないんですけど、その辺はコメントしていただければいいんじゃないかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

**【委員】** ちょっといいですか。

今のちょうどII-4-(1)-①の災害復興住宅ですけど、具体的には何か数字的なものはあるんですか。

**【住宅金融支援機構】** 今、手元でございますのは、例えば、先ほどご説明しましたけれども、東北支店、それから仙台市等に現地の出張派遣をして返済相談、住宅相談に対応していったわけですけども、都合、これは延べ人数で申し上げますと、私ども本店のほう

から東北地方に行ったのは110名、それからあと各地方支店も入れたら全体で165名ほど行っています。常時だれか3人が向こうに張りついて行っているというような状況をやっています。

それからあとは……。

【委員】 融資の実績とか。

【住宅金融支援機構】 融資の実績は、この青の厚いファイルで恐縮なんですがございますけれども、148ページにございます。

147ページのほうに、コールセンターへの災害関連の入電の件数を記載しております。これはだんだん少し落ちついてきています。東日本大震災の受理、融資の件数でございますが、これは阪神大震災と比較しております、阪神大震災のときはかなり立ち上がりは早かったんですけども、東日本大震災はまだそんなに立ち上がってはないんですけども、じりじりとかうやって、今のところ3月、年度末で4,500件弱の受理を承っています。

返済相談をやった上で、条件変更もやっているわけがございますけれども、こちらは、阪神大震災のときと同じぐらいのスピードで出てきているというような状況です。こういう対応を、東北支店のほうに人を派遣したり、仙台市のほうに人を派遣したりとかして、そういう相談に乗っている。そういう対応をしているということでございます。

【委員】 その165名というのはすごい数字なんですか。例えば、165人しかいない会社が165名行ったら、それはすごいことですよね。でも、1万6,000人もいるところで165と行ったらそんな大したことはないですよ。

【住宅金融支援機構】 私どもは約900人です。

【委員】 東北支店の人は何人いるんですか。

【住宅金融支援機構】 40名弱だろう。

【住宅金融支援機構】 30から40の間ですね。

【住宅金融支援機構】 はい。40名弱だと思います。

【委員】 各支店そんなもんですか。

【住宅金融支援機構】 実は東北支店はちょっと増やしまして、一番小さいところでは20人ちょっとぐらいのところがありますね。

【委員】 わかりました。

【委員】 ほかに。

【委員】 このローマ数字VII-2の人事に関する計画というところについて伺いたいん

ですが、考え方をちょっと伺いたいんですけど、ここでは2つのことについて評価しようとしておりまして。1つは、常勤職員数に関する中期目標期間の最終年度までに10%以上削減。これは一応達成しているということだと思います。

それから、総人件費改革の取り組みということで、4年間で4%以上削減ということなんですけれども、これについてはかなり削減目標を上回って削減しているという意味ですよ、この数字の意味は。

【住宅金融支援機構】 はい。

【委員】 その場合に、20年、19年は、おそらく最終年度までに10%ということでペースが速いぞということで4、つまりS評価をしているということですが、一方で、下のほうの総人件費改革の取り組みというのは4%というのに17.5というのはかなり大きい気もするんですけども、これはあまり1番と比べると評価には値しない数字という意味でAとされたんでしょうか。あるいは、場合によってはこれはSにするということもあり得るのかなと思って伺っているんですけど。

【住宅金融支援機構】 今先生がおっしゃったように、(1)のほうは10%以上の削減に対して19、20と初速がぐっと上がったといえますか。それでご評価いただいて。総人件費のほうは、その段階でも、人員の減少ほどに我々としては評価していただいていたいなかった。その段階では、我々は自己評価じゃなかったものですから。

【委員】 そうなんですか。

【住宅金融支援機構】 今回初めて自己評価をしたということでございまして、21、22年も、人員のほうに比べて、人件費は4%に比べれば非常に削減幅が大きいんですけども、同じくA評価ということで、ここはそれほどすぐれた評価ではないと各委員の先生方も思われているのかなと思ひまして、ここはA評価とさせていただき、全体についても、今までの流れからしてA評価にさせていただきます。

【委員】 今のは、一番最初の一般管理費の話とリンクするんですか。

【住宅金融支援機構】 一般管理費の15%削減の実施をしっかりと実現しようとするれば、この4%以上の削減だとちょっと足りないぐらいかもしれなかったですね。で、結果的にその一般管理費のほうを目標の15%をかなり上回る水準で達成できましたので、結果的にこの人件費のほうも上回るような形で決着できているという状況でございます。

【委員】 よろしいですか。

我々は評価しなきゃいけないんですけども、そのときに4%という削減目標が低過ぎ

たということであればAでもいいと思いますし、いや、これはかなり妥当な数字だったということであればよくやったという評価もあり得ると思うんですが。そういう意味で、このもともとの4%という数字の意味を、もしかすると支援機構にお聞きするよりも国交省にお聞きしたほうがいいのかもしいんですが、これはどういう数字と解釈したらよろしいのでしょうか。

**【事務局】** 独立行政法人全体でそういうような目標を立てているということもございまして、人件費ですから、それぞれの給与水準の話、それから人員数の話の掛け算で出てくるわけでございますので、機構の場合は人員数も減らしたりとかいうのもございますから、そういうことが1つあるのかなというのがございます。

それからあとは、私のほうから言う話ではないのかもしれませんが、業務実績報告書の264ページにこの給与の点、人件費それから給与制度の見直し等がございまして、その中の3番目に職員の給与水準ということで国家公務員指数というのがございます。

実は、住宅金融支援機構は、国交省所管法人の中で一番ラスパイレスが高いという法人でございまして、年齢ラスで言いますと。実質ラスでは一番高いというわけじゃないんですけども、そういうような状況も若干ございます。これはご評価の対象になっておるといふ状況でございます。

**【委員】** じゃあ、そういうのも勘案したということですか、このAというのは。

**【事務局】** ラスの状況はあると思っはいます。

**【住宅金融支援機構】** よろしいでしょうか。

**【委員】** どうぞ。

**【住宅金融支援機構】** 人事を担当しておりますので、少しコメントをさせていただきます。

先ほどの4%の削減は、国のほうの4年間の、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づいた取り組みに沿った形で4%という削減の目標を立てたと記憶してございます。

それから、機構のほうで、確かにラスパイレスは高いんでございますけれども、この間5年間の中で給与人事制度改革を2度にわたって大きな改革をしてございまして、そういう意味では、職員にも一定の苦しみを強いながらこういう水準をつくったという点をご評価いただけるのであれば、担当としては大変ありがたいなという気持ちはございます。

以上でございます。

【委員】 もともと金融機関ですから、給与は高いんですよね。だから、でないといい人が来ないんでしょうけども、その辺が難しいところだと思います。

作業としては、先ほど申しましたように、事前評価をお願いすることになりますので、それをいただいて業務実績評価書の原案みたいなをつくらなければいけないので、ぜひご協力をしていただければと思っております。

【委員】 1つ質問を。

【委員】 どうぞお願いします。

【委員】 IIの証券化支援業務の中の(2)の買い取り型の証券化支援業務の3番の、対象となる住宅ローンの商品性について適宜適切な見直しを行う。わりと根幹にかかわる業務だと思うんですけど、それはずっとAが続いていますけど、具体的には商品性についてどんな見直しというものが行われるものなんでしょうか。

【住宅金融支援機構】 資料の第一期の中期目標期間の資料4-4という冊子の17ページのところから見ていただくのが一番いいかと思います。

対象になっています証券化支援事業でございますが、対象となります住宅ローンの商品性についての見直し内容。その右側のところに書かせていただいております。商品性の改善ということで、例えば、優良住宅取得支援制度の拡充、フラット35のためのつなぎ融資に係ります融資保険等々、そこに書いてあるような内容を実施してきてございます。特に21年度以降、買い取り型につきましては、経済対策の実施等々もございまして、それに合わせるような形で優良住宅の取得支援制度のフラットのSでございまして、この関係の商品性の改善、金利の引き下げ措置等々も含めまして実施してきているという状況でございます。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

ただ、金利の大幅な引き下げの部分と経済対策は予算なので、皆さんのところで頑張りますという言い方だと、実現できるものではないです。

【住宅金融支援機構】 先生がご指摘のように、もちろん予算措置とあわせて実施をしている部分がございます。

今見ていただきました資料でいきますと、例えば下の部分、事務手続関係の改善ということで、例えば工事審査の関係とか、あとは保険関係の部分とか、事務関係の手続等々を含めました改善措置自体は、それに合わせるような形でうちのほうも実施してきているということでございます。

今、見ていただきました資料もそうでございますし、もし、ご評価を賜る際の項という意味では、黒いファイルのほうで見ていただきますと、今とちょっと重なりますが、116ページというところで、商品性の改善の内容を少し細かく、内容も含めまして書かせていただいております。もちろん国のほうの予算のご手当てを踏まえた形で実施している部分もございますし、事務手続の改善なり、うちのほうが中で処理できているような商品性の改善項目もあわせまして、116ページから118ページまで。118ページが23年度まででございますが、23年度までの取り組みを書かせていただいております。

主に118ページまで予算関係がかなり多いかと思いますが、119ページから先ほど申し上げました事務手続改善の関係を少しまとめて、119ページの真ん中から下の部分に書かせていただいております。120ページが23年度までという形で記述を、整理をさせていただいているということでございます。

【委員】 ありがとうございます。定量的に評価というのはなかなか難しい部分ですね。

【住宅金融支援機構】 この予算の裏づけのある制度も含めますとそうでございますし、事務手続改善も含めまして、トータルの買い取り型の実績等々はトータルの数字としてはもちろん出てございますし、Sの拡充に伴いまして、Sの戸数がどのように推移しているか、その辺の数字はございますけども、今ここで整理させていただいたものを個別ごとに、それによりまして、戸数とどれだけ寄与しているかというのは、申しわけございません、ちょっと数字がつくっていない部分のほうが多い。

【委員】 ありがとうございます。

1点すいません。ちょっと評価に関係ないんですけど、商品性の改善というところで言うと、特約火災保険と地震保険はまだ質権は設定されていますよね。今、銀行ローンはほとんどつかなくなってきていて。

【住宅金融支援機構】 はい、外しているかと思えます。

今、うちのほうも質権設定をしてございません。

【委員】 じゃあ、過去に公庫ローンでついているものでも、今の東日本大震災で質権は実行していないということで、全部ローンの契約者に地震保険金は直接支払われていますよね。

【住宅金融支援機構】 その点は確認をさせていただいてよろしいですか。後でご連絡を申し上げたいと思えます。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 今のは直接関係ないですけども、よく調べておいてください。ほかにいかがでしょうか。

【委員】 事前評価シートの1-5に対応するかもしれないんですけど、先ほど、監事監査の報告書のほうの、ブルーファイルのほうの316ページになりますけれども。これによるといろんな不祥事があつたりとかいろんな、ここだけじゃなくて貸し付けのほうもそうだと思うんですけども。内部監査というのがとても重要なことになるかと思えますけど、この中で23年度に初めて内部監査の品質にかかわる外部評価を受けたということがありまして、今後はそこで指摘された課題に取り組み、監査品質の一層の向上を図るといふことで、これが反映されて内部点検というところにも改善したといふところはあると思うんですけども。

例えば具体的にどのあたりの、内部監査の品質に係る外部評価に関してどういった評価がされて、それをもとにどういった点検を、増やしたのかちょっとわからないんですけども、されているのか。ちょっと報告の中であまりここが悪かったとか、非常に具体的なものが逆になかったのか、こういったことがあつてこういうふうに変更した。もちろん、前回いろんなことがあつて、当然改善してといふことの度合いを評価の対象にしなければ今回いけないと思えますので。具体的に、例えばどんな評価があつてどういった改善されたのか。お答えできる範囲で構いませんので教えていただければなと思えます。

もちろん監査の中というだけではなくて、業務の点検というところにフィードバックされていると思えますので、そういった意味で、外部の方から内部統制について評価をされて改善している点としてはどういったところがあるのかといふのを教えていただければなと思えます。

【住宅金融支援機構】 まず監事監査のほうでございますけれども、23年度に執行部門で行っている内部監査の品質を外部評価していただいたということございまして、それ自体は3月末でやっていただいたばかりでございますので、その評価で、監査の手法としてここを直したほうが良いという課題が幾つかございます。

それについては、マイルストーンを置いてきちんと対応していくということございまして、これからの話になると思えます。監事としては、そこのところはきちっと点検をしていきたいと。こういう内容でございますので、後半のほうとちょっと違うのかなと思えます。

【住宅金融支援機構】 ちょっといいかな。細かな点はちょっと手持ちがないので正確にお話しできないんですが、ただ1つ私との関連で申し上げますと、監査のあり方について、私が直接の経営者なわけですから、内部監査部門と経営者との間で、経営者が何を求めているのかということをよく議論してそれに基づいて行動しなさいという部分は、たしかB丸ぐらいだったかもしれませんが。もっともっとそういう意味では、経営者の考えていることを掘り出してくるとかそういうことをやったほうがいいですねというのが、私との関連では強く意識を私はしておりましたけれど。

【委員】 よろしいですか。それでは、業績評価関係は大体これくらいにして、個別にまだご質問があれば伺っていただければと思います。

もう1つ最後に、議事の6ですけれども、平成22年度退職役員に係る役員退職金の業績勘案率についての問題ですが、これは去年の7月の分科会で角先生にまとめていただいたんですけれども、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会、政独委からご意見が出ているということなので、このことについてのご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 それでは、事務局のほうから経緯についてのご説明を申し上げます。資料番号5でございます。平成22年度退職役員に係る役員退職金の業績勘案率（案）についてという資料でございます。

こちらの1ページ目のほうで、まず簡単な経緯をおさらいさせていただきます。5つほど丸が並んでおりますけれども、先ほど分科会長のほうからもお話がありましたように、昨年7月27日に当分科会におきまして役員退職金の業績勘案率の決定をいただきました。決定の内容は、第2ページの別紙1のとおりでございます。法人業績、個人業績、各年度数字を出しまして、それが加重平均という形でそれぞれの役員の勘案率を決定いただきました。

その後昨年8月30日に、これにつきまして分科会から親委員会のほうに通知をいたしました。その後平成24年の2月21日でございますけれども、親委員会のほうから今度は政独委のほうに対しての通知という形で、これは手続の中で決まっていることでございますけれども、最終決定をする親委員会が決定する際に、あらかじめ政独委のほうに通知をするという決まりになっておりますので、それに従って通知をしたというものでございます。

これを受けまして、政独委のほうから5月21日でございますけれども、親委員会あてに意見という形で来たものがございます。こちらのほうが3ページと4ページに2枚紙の形

で来ているものでございます。

内容について簡単にご説明申し上げますと、4ページ目のほうでございますが、2点ございまして、1点目は、前理事長と前理事長代理のお2人についての業績勘案率についてでございますが、0.9と決定をしたところでございますが、こちらについて、法人業績と個人業績それぞれに減算要因が認められると。一方で、これまでの他の退職役員については、法人業績の減算要因のみで0.9となっていることとの関連で整合がとれないのではないかとというご意見でございまして、この点を十分考慮していく必要があるのではないかとというご意見がございました。

2つ目は2ポツでございますけれども、前副理事長と前理事2人の業績勘案率につきまして、両役員について1.0としております。これについて、平成21年度までの業績が事業計画を下回っていて、そのことを減算要因として考慮する必要があるのではないかとというご意見があったと。これらを踏まえてさらに審議を深めていただきたいという意見が出たというものでございます。

その後、6月11日にこれを受けました親委員会のほうから当分科会のほうに改めて審議をしてほしいという要請が参りましたので、今回ご審議をお願いするものでございます。

経緯については以上でございます。

【委員】　ということで、親委員会からもう1回よく考えなさいという宿題なんですけれども、よくよく考えてみますと、例えば今ご説明していただいた資料5の別紙1の2枚目の、例えば3番の〇〇さんのところを見ると、法人のところでは0.9で、個人のところではマイナス0.1にしてあって。それを四捨五入みたいなことをして0.9にしてあるわけで、個人のところを勘案していないということはないのではないかと思っているわけです。

ですから、法人業績、個人業績ともに見て考えているという計算式になっていますから、特にいじくることはないんじゃないかというのが私の意見なんですけれども、何かご意見がありますか。

あわせて、平成20年、21年の分についても見直しなさいというご意見なんですけれども、ここもさっきのように同じように計算式を使って計算をしたものなので、これも特段いじくることはないと思っておりますし、第一期中計期間で同じ考え方でやっておりますので、特段いじくることはないのではないかと考えております。

そういう意味では、原案というかもととのほうの考え方で親委員会にお返ししたいというのが私の意見なんですけれども、特に何かございましたらお願いします。

【委員】 政独委は、このような別紙1のような計算方式をとっているということをご理解された上でのご意見なんですか。そうではないんでしょうか。もしそうでないとすると、こういうふうにご説明すればわかっていたるのではないかと私も思うんですが。

【事務局】 事務局のほうからご説明申し上げます。

【委員】 お願いします。

【事務局】 政独委サイドのほうには、こちらのほうのこういった計算方法につきましては説明済みでございまして、この点についてのご理解はいただいているとは思いますが。

【委員】 ちょっとよろしいですか。そうすると、政独委はほかの法人と比較して均衡がとれていないということなんですか。それともこの法人だけの議論としてバランスがとれていないというご判断をされたんでしょうか。

【事務局】 事務局のほうからでございますが、政独委の中での詳細な議論は非公開でやっておりますので、完全に私どもも承知しているわけではないのですが、事務局サイドのほうで事務局同士で話を聞いておりますと、このような形の、各年度で法人、個人と加重平均をしていくような方法というのが珍しいものですから、どちらかという、在任期間で法人で1つ、個人で1つという、2つの箱で評価しているということがベースに意識としてありますと、ちょっと違和感を感じるというところなのじゃないかと、事務局としては考えてございます。

【委員】 政独委が正しく理解しているかどうかはわからないので何とも言えないのですけれども、我々としてはきちっとしたフォーマットでやっていることですので、あえて変更するところまではいかなくていいんじゃないかという。決定を尊重したいと思っておりますけれども。

【委員】 このフォーマットで年度ごとに計算をしている以上こうなるわけですから、もしも政独委が言ってきたことをのむということは、結局住宅金融支援機構の退職金の算定方法を一から考え直すということになります。したがって、今後は、もしかしたら可能性としては、そういうことはあるのかもしれませんが、既にそういう算式で行うというルールのもとでやっている以上、それを変えるというのは私はおかしいと思います。

それからもう1つ、〇〇理事長については、やはり法人業績というのが平成19年度が芳しくなかったというのもあったり、あと個人業績でもいろいろなことがあってマイナスの要因もありますけれども、やっぱりそれ以上に組織が大きく変わったときに組織のマインドとか仕事のやり方とかいうのを非常に前向きに変えるということについて、非常に力

を発揮されたということで、そのときの議論では、やはり減点主義ではなく、いいお仕事をなさったらそれはプラスで積極的に評価しようということでこの評価になりました。

本当はもうちょっと上げたかったんですね。0.9じゃなくて1.0までしたかったんですけど、それは幾ら何でもちょっとまずいだろうということで、泣きながらここに落ちついたという経緯もございますので、私はこのままでよろしいかと考えております。

【委員】 　　ちょっといいですか。

【委員】 　　はい、どうぞ。

【委員】 　　資料5の4ページで理由が書いてあるんですが、あまり理解ができません。1番の6行目、業績勘案率（案）は、これまで他の退職役員の業績勘案率（案）を法人業績の減算要因のみが認められる場合に0.9としたことや、とありますが、これはどこのことを言っているのでしょうか。今回他の退職役員についても同様に業績勘案率（案）を0.9としていることと整合性がとれないって、何を言っているのかよくわからないので、説明してもらえればありがたい。それから一番下のほうで、要は1番で言っているような個人業績が悪いということ、減算要因の重大性について十分考慮しろと。つまり、個人の業績がすごい悪いのに何でこんな点数をつけているんだと多分言っているんですが、何を根拠に言っているのかよくわからないですね。

2番を言うと、これは会社の業績が不振なんだから1.0であるはずがないだろうと単純に言えばそういうことなんですけど、もしこれ以上の情報があれば教えて下さい。

【事務局】 　　事務局から。

まず1点目の整合性がとれていないというのは、例えばでございますが、2ページの4の小神理事の場合ですと、個人業績のほうは0.0ですので減点がない状態になっておりまして、法人業績のところの19年度のマイナスポイントがきいて総合点的には0.9になっていると。

一方で、先ほどの〇〇理事長ですとか〇〇さんの場合には、法人と個人と両方0.9があったりマイナス0.1があったりだけれども同じ0.9になっているという、この2つが整合性がとれていないんじゃないかという趣旨でございます。

2点目の関係は、これも事務局のほう同士で何度も説明をしたことになるんですが、事業計画を下回っているというようなことが減算要因になるというふうを考えられておるんですが、これは平成19年度の総合評価をするときに、順調か、おおむね順調かにする、今で言うとAかBかにするというときにぎりぎりAだったんですけども、少し実績も踏ま

えて下げてはどうかというようなご意見で最終的にはBになったという経緯が19年度はあったんですが、それ以降は、大体点数がある程度高かったものですから、そういったことを加味する必要はなかったと。業績の勘案をする際には、事業計画を上回っているか下回っているかというのは、もともとそういった項目がございませんでしたので、たまたま19年のときにはぎりぎりAだったというところを、そういった業績も踏まえて1段階落としたと。そのことを20、21と引っ張ってイメージをなされているのが政独委のほうの考え方と承知をさせていただきます。

【委員】 わかりました。おっしゃっていることはわかりましたけど、政独委が言っている意味はよくわからないんですが。

意見としては、私は委員長に一任したいと思います。整合性がとれていないというのは、多分計算方法を理解していないという意味だと思う。要するに計算方法が悪いと言っているんだと思うんですね。こういうふうに整合性がとれないような結論が出るような計算式はよくないとおっしゃっているような気がするんですが、でもそれは考え方なんでいいかなと思います。

それから個人業績による減算要因と言うんですが、個人の減算要因がどのくらいあるのかはよくわからないんですが、要はここで言われているのは、業績不振の中で1.0で本当にいいのかというのがトータルとして言われているような気がするんですが。

もともとマイナスからはい上がってやっている中で黒字になるまで全部マイナスをつけるというのはちょっとひどいなという気がしています。ベクトルが上に向いているか下に向いているかで評価すべきだと私は個人的には考えますので、委員長のご意見で私はいいと思います。

【委員】 ほかによろしいですか。というご意見なので、もう一回申しますと、政独委ないし国交省の親委員会には、変えませんかというか、前年までの考え方を確認して当委員会としては了承したという扱いにしたいと思います。よろしくお願いします。

それで、もう1つ昨年やったとき以降に、11月から会計検査院の不当事項の意見があった件がありますので、これを機構からお願いします。

【住宅金融支援機構】 今、委員長からお話がありましたとおり、去年7月の分科会後に、会計検査院より不当事項を受けたという後発事象をどう取り扱うかということでご説明を申し上げます。

まず、会計検査院の指摘内容については、資料の5の最後の17ページに抜粋が資料と

してついでございます。

ご案内のとおり、バリアフリー賃貸住宅の建設資金貸し付けに当たりまして、平成21年の10月に高齢者入居の確保に関する手続について、十分確保されていないという点に関する是正のご意見をいただきました。それを受けまして内規で高齢者の入居を確保するために、例えば①にありますような高齢者優先募集期間の設定であったり、③にありますような、そういった募集をする1週間前までには賃貸計画の承認申請を提出し、高齢者の円滑入居の登録を確認するといった手続を新たに規定し運用してきたところでございますが、昨年の検査院の22年度決算報告の中でこの手続が十分踏まれずに貸し付けを行っている案件が複数件発見され、これに関して、昨年11月に会計検査院より不当事項という指摘を受けたという経緯でございます。

この取り扱いについてですが、同じ資料5の6ページでございます。

これは私どもの前・〇〇理事長の個人業績に関する部分について、そこに赤字で追加されてございますが、後発事象という部分も踏まえながら、一方、会計検査院より22年度決算検査報告において20年度検査報告で指摘されたバリアフリー対応賃貸住宅融資に係る問題についての対応が不十分である旨、不当事項として指摘されたことを踏まえ、法人の長として個人業績を0.1減算すべきと考えます。結果、22年度については加算・減算には至らないという判断に修正してございます。

結果5ページのほうでございますが、中ほどに業績勘案率のところ黄色く上書きされている部分がございますが、22年度の部分が、個人業績がプラス0.1から0.0に変わった関係で、計算結果としては0.95。これは切り捨てになる関係で0.9となっております。したがって、業績勘案率全体としては、昨年7月にご審議いただいた際の0.9と結果としては変わらないという結果になってございます。

また、あわせて同じ資料の5の14ページでございますが、これは前・〇〇理事に関する部分でございます。

担当がコンプライアンスということで、この部分についても、観点を整理してございます。今回の不当事項の案件については、そもそも当該業務担当部署における規程等で定める政策的な意図であったり是正措置内容についての支店周知が不徹底であったことが主な発生原因ということで、コンプライアンスの取り組みによってこれを抑止するということは難しかったと考え、この点については加算・減算には至らないということで取り扱いたいというものでございます。

ほかの22年度末に退職をした役員4名については、昨年7月どおり変更はございません。

以上でございます。

**【委員】** という不当事項の指摘に基づいて、どうしようかということなんですけれども、〇〇さんのほうはプラスがあったのをとるしかないかなということですね。それから、〇〇さんのほうは特に個人の責任とは言いがたいねということで、あまりいじくれないんじゃないかという結論なんですけど、何かご意見がございましたらお願いします。

また政独委からよくわからんというふうに言うてるかもしれませんけれども、こういう計算式だからということをよくご説明いただいて対応していただければと思いますけれど。

**【委員】** すいません。もう少し説明をしていただければと思います。〇〇さんのはこれはやむなしだと思いますけれども、〇〇さんのほうの14ページの赤い網かけがあるところの、「本事案については、当該業務担当部署における規程等で定める政策的意図や是正措置内容についての支店周知が不徹底であったことが主な発生原因となっており、コンプライアンスの取り組みにおいてこれを抑止することは困難であったと考えられると。」あります。この部分、もう少し説明していただければありがたいんですけども。

**【住宅金融支援機構】** 今回の対応については、もともと平成21年の検査院からの是正意見を踏まえて、先ほど申し上げたようなバリアフリー賃貸における高齢者入居を確保するための手続、確認事項を担当部署が定めています。その際、当然法務的な観点、コンプライアンス的な観点ではきちっと規程の内容は見ているわけですが、それを実際支店に周知して、その手続どおりに進めていくという責任は担当部署に当然あると考えております。

したがって、今回各支店に対して本店担当部署から規程等で定めた、例えば高齢者の入居募集を一般より優先させること、高円貸登録を事前に確認することの意味は何なのかという点を十分に周知徹底できていなかったというところに起因するものです。今回の案件については、コンプライアンスというよりはその担当部署の周知徹底部分が、やはり発生原因としては一番重たいというところに着目してこのような考え方に至っております。

**【委員】** そうすると、担当部署の担当している役員がマイナス0.1点になるんじゃないかという気もしますけども。

**【住宅金融支援機構】** 今、先生がおっしゃられたとおり、担当の部署の役員は当然マ

イナスになるということでございます。

【委員】 それはまだ現役でいらっしゃるのです、こういう形で評価する。

【住宅金融支援機構】 まだ退職しておりません。

【委員】 今、先生が言われたように、そのことをちょっと書いておいたほうがいいのではないのでしょうか。

【委員】 では、その辺は修正をしておいていただければと思います。それでは、今の件についてはこれでよいということにいたしたいと思います。

それでは、事務局にまたお返ししますけれども、今後の手続等についてのご説明をお願いします。

【事務局】 先ほどいただいたご意見を踏まえまして、分科会としての改めての審議の結果というものを親委員会のほうにお伝えして、家田委員長のほうから同意をいただきますれば、親委員会のほうから機構に対して通知をするというような手続になってございます。

【委員】 ありがとうございます。

それでは、最後の締めをお願いします。

【事務局】 そういたしましたら、議事のほうは終了ということでございます。本日は長時間のご審議、まことにありがとうございました。本日の審議内容につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、議事録を作成させていただきました。ご出席の委員の皆様にご確認いただきまして議事要旨とともに公表させていただくこととしてございます。

以上をもちまして、第15回独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —